

移動等円滑化取組計画書

令和元年 12月 25日

住 所 東京都新宿区新宿三丁目1番24号

事業者名 京王電鉄株式会社

代表者名（役職名及び氏名） 取締役社長 紅村 康

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

（1）旅客施設及び車両等の整備に関する事項

ホームからの転落防止設備として、国土交通省の「ホームドアの整備促進等に関する検討会」の中間とりまとめに基づき、利用者が1日10万人以上の駅およびオリンピック・パラリンピック競技大会会場最寄り駅に可動式ホーム柵の整備を進める。10万人以上の駅については6駅中4駅で既に整備が完了しており、残り2駅のうち、下北沢駅については小田急線地下化工事に伴う改良工事完了後の2019年度から着手し、2021年度末までに、明大前駅については現在進めている京王線（笹塚駅～仙川駅間）連続立体交差事業の進捗に合わせて整備を実施する。オリンピック・パラリンピック最寄り駅の飛田給駅については、2020年度までに整備を完了する。

そのほか駅施設については、駅の改修工事に併せて、2020年度までに、旅客トイレの障害者対応型便所の機能分散化を1駅で実施するほか、エレベーターの新設、エレベーターの大型化をそれぞれ1駅で実施する。

車両については、設置を進めてきた車両連結部の転落防止幌について、2019年度に残り1編成への設置を完了する。車椅子スペースについては、車両リニューアルに合わせて全車両へ設置を進め、2019年度は6編成の整備を進める。うち井の頭線3編成については、現行一列車に一か所から全車両へ増設することで、改正後の移動等円滑化基準に適合させる。

（2）旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

旅客支援として、車椅子や白杖をご利用のお客様への声かけ・見守り、自治体と連携した駅ボランティアの取組みを引き続き実施する。

移動のための情報提供として、案内サインの共通化・連続化については自治体から

の要請に基づき、整備を実施しており、2019年度は1駅で対応を進める。そのほか、トイレの触知案内について、未整備であった1駅を対象に2019年度に設置する。

教育訓練として、すでに実施している視覚障害者の方への声掛けや案内誘導の訓練を継続して実施するほか、訓練内容の拡充について、検討を行う。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ホームドア整備	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が1日10万人以上の駅 下北沢駅1、2番線への可動式ホーム柵設置を進める。 (2019年度～2021年度) ・オリンピック・パラリンピック競技大会会場最寄り駅 飛田給駅3番線での可動式ホーム柵の使用を開始するほか、1番線設置に向けて工事を進める。(2017年度～2020年度) ※飛田給駅3番線：2019年8月に使用開始済み
駅トイレのバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> ・新宿駅について旅客トイレの改修に合わせて障害者対応型便所の機能分散を実施する。(2019年度～2020年度)
エレベーターの新設	<ul style="list-style-type: none"> ・新宿駅について「新宿ターミナル協議会」における整備計画に基づき、新線口改札外の段差解消用としてエレベーターの新設工事を進める。(2019年度～2020年度)
エレベーターの大型化	<ul style="list-style-type: none"> ・エレベーターの更新に合わせて仙川駅下りホームのエレベーターを11人乗りから15人乗りへ大型化を行う。(2019年度～2020年度)
車両の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・車両連結部に転落防止幌を新設する。 京王線1編成(2019年度) ※全編成整備完了 ・車椅子スペースを全車両に設置する。 京王線3編成(26両)(2019年度) 井の頭線3編成(15両)(2019年度)

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・係員による旅客支援	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子や白杖をご利用のお客様への声掛け、見守りを引き続き実施する。

・自治体と連携した駅ボランティア活動の推進	・多摩市内の聖蹟桜ヶ丘駅・京王永山駅・京王多摩センター駅の3駅について、2018年度から多摩市と協力して実施している多摩市民（在勤・在学舎）による駅ボランティアを2019年度も継続し、高齢者や障害をお持ちの方などの支援を実施する。
-----------------------	---

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
案内サインの共通化・連続化	・京王八王子駅について「八王子駅・京王八王子駅周辺 案内サイン等検討分科会」における整備計画に基づき、案内サインの整備を実施する（2019年度）
トイレ触知案内の整備	・未整備の三鷹台駅についてトイレ触知案内を新設する（2019年度）

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
視覚障害者および盲導犬をお連れの方への対応訓練を実施	・実際の駅や車両を使用し、視覚障害をお持ちのお客様へのご案内や接遇スキル向上のため、講習を年2回実施する。駅係員、乗務員以外に、車両部門の社員にも参加の枠を広げ、部門を縦断したスキルの向上を図る。

III 移動等円滑化の促進のためIIと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> ・各自治体が開催するバリアフリー関連会議に出席するとともに、必要な事項について、社内で共有化を図る。 ・多摩市と連携した駅ボランティアについては、事前に講習会を行うほか、活動後も参加者に対してヒアリングを行うことで、必要なフォローを実施する。 ・ウェブサイトや電話などで寄せられるバリアフリーに関するお客様からのご意見・ご要望を担当部署と共有するとともに、お客様に対して回答を実施する。 ・バリアフリー設備整備を実施するため、補助制度などについて関係各所と協議を行う。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。